

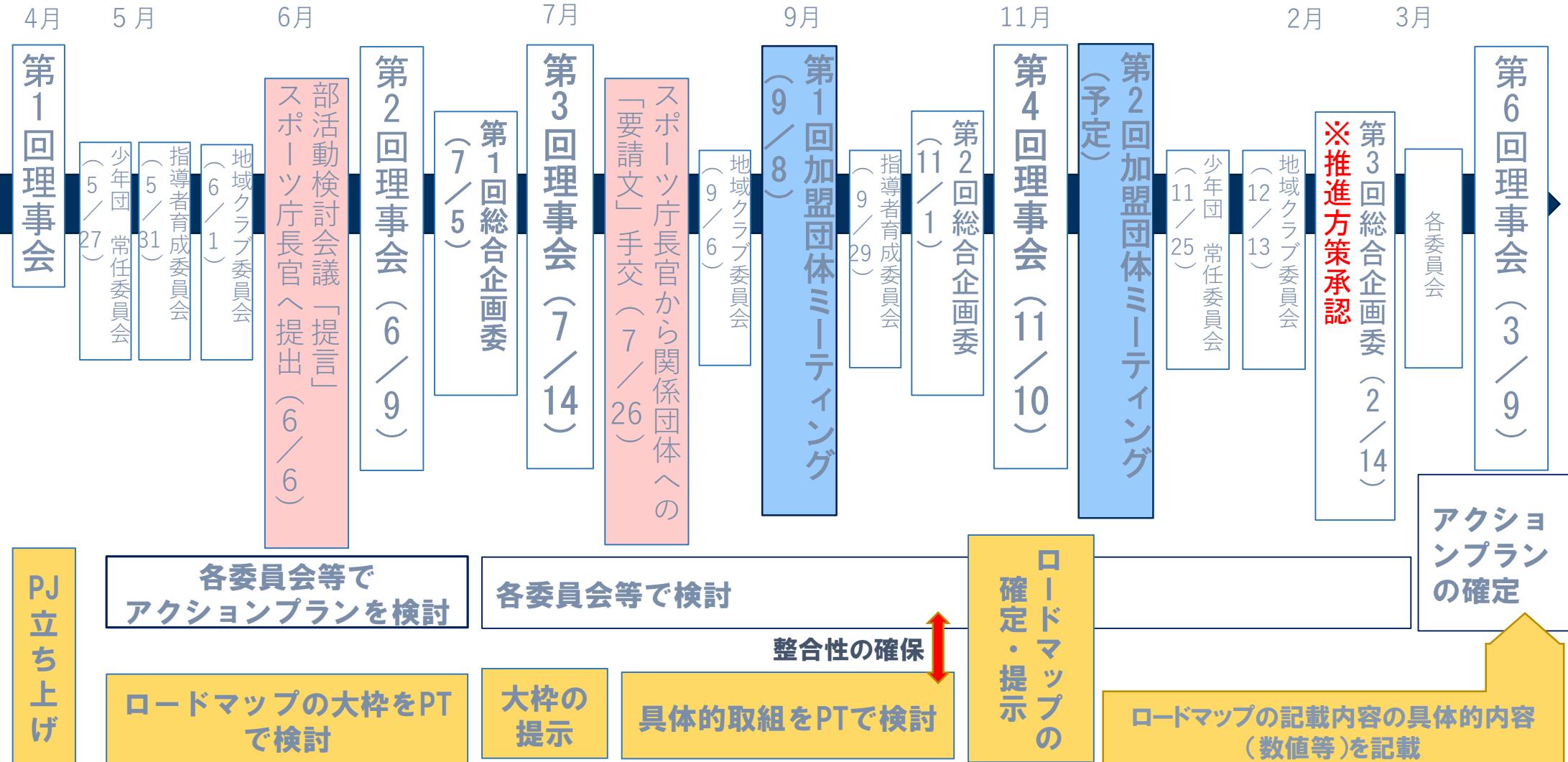
運動部活動の地域移行を踏まえた JSPOの取組と加盟団体への依頼事項

令和4年9月8日
第1回運動部活動の地域移行に向けた
JSPO加盟団体ミーティング

運動部活動の地域移行を踏まえた JSPOの取組

運動部活動の地域移行を踏まえた

JSPOによるジュニアスポーツの環境確保に向けた「ロードマップ」作成手順



運動部活動の地域移行を踏まえたJSPOの取組の基本的な考え方

- JSPO の既存事業を活かした、中学生世代の安全・安心なスポーツ環境を確保するための取組方針とする。
- 「優れた指導者の確保」、「多様な実施主体の確保」、「多様な財源の確保」の主に3点の確保について、実現可能な具体的施策を加盟団体と連携・協働し、スポーツ界一体となって取り組むこととする。

運動部活動の地域移行を踏まえたJSPOの取組①

1. 優れた指導者の確保

- ①指導者の量の確保
- ②指導者の質の保障
- ③指導者情報の活用体制の構築
- ④第3期スポーツ基本計画の記載内容に基づく、ジュニア世代の安全・安心確保のため
に大会参加時、日常的な活動における指導者の資格保有の義務化

2. 実施主体としての「総合型地域スポーツクラブ」の充実

- ①総合型クラブのガバナンスの強化
- ②総合型クラブへの情報提供
- ③総合型クラブと学校との連携強化
- ④総合型クラブの量的拡大の支援
- ⑤都道府県における地域スポーツ推進体制の強化

運動部活動の地域移行を踏まえたJSPOの取組②

3. 実施主体としての「スポーツ少年団」の充実

- ①運動部活動の地域移行に関する情報の収集・発信
- ②運動部活動の地域移行に向けた現行規程の改定等
- ③スポーツ少年団の理念を各スポーツ団体に共通の理念に進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章（仮称）」の策定
- ④日本スポーツ少年団とNFとの連携強化
- ⑤単位スポーツ少年団の量的拡大の支援

4. その他

- ①加盟団体に運動部活動の地域移行に関する最新情報を提供
- ②「地域スポーツクラブ（仮称）登録制度」（総合型クラブ+スポーツ少年団）の検討
- ③運動部活動の地域移行に伴うスポーツ活動における安全・安心確保の啓発
- ④市区町村体育・スポーツ協会の組織基盤の強化
- ⑤ジュニアスポーツを含めたスポーツ関係者に対して提供可能な情報基盤の構築（スポーツDXの推進等）

スポーツ庁長官からJSPO会長への要請内容

- 1. 地域におけるスポーツ活動の実施主体の確保**

 - 2. 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保**

 - 3. 大会の在り方の見直し等（加盟団体の主催大会における見直し等への協力・支援）**
※令和4年度中に結論を出す
-
- ①地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保
 - ②今後の大会の在り方
 - ③大会参加生徒の安全確保
 - ④大会引率・運営に係る教師の負担軽減

加盟団体への依頼事項

運動部活動の地域移行に向けた各団体の取組状況

<全 体>

選択肢	回答数	%
ある	24	22.2%
現在検討中	52	48.1%
ない	32	29.6%
合計	108	100.0%

<競技団体>

選択肢	回答数	%
ある	8	16.0%
現在検討中	23	46.0%
ない	19	38.0%
合計	50	100.0%

<都道府県体育・スポーツ協会>

選択肢	回答数	%
ある	14	31.1%
現在検討中	24	53.3%
ない	7	15.6%
合計	45	100.0%

<関係スポーツ団体、準加盟団体>

選択肢	回答数	%
ある	2	15.4%
現在検討中	5	38.5%
ない	6	46.2%
合計	13	100.0%

各団体の取組状況（事例 1） 日本テニス協会

□ ジュニア委員会での検討

○ 本協会では、長年にわたり全中大会への加盟活動を推進してきたが、今回のスポーツ庁の提言による地域移行が加盟活動に与える影響について検討を開始。

□ 指導者養成を担うコーチアカデミー委員会でのカリキュラムの検討

○ 受け皿となる総合型クラブや民間のテニススクール・テニスクラブにおける指導者が、学校と連携しながら生徒にとって望ましい活動を保証する必要がある。そのため、同委員会で新たな研修制度や養成課程におけるカリキュラムの検討を開始。

□ 協力団体との意見交換

○ 民間のクラブ・スクールを経営するテニス事業協会、職業コーチの養成に取り組むプロテニス協会などの協力団体とも今後の取り組みについて意見交換を実施する予定。

□ 全日本軟式野球連盟の目標

○中学年齢層の野球に取り組みたい生徒のために、「環境整備を行う」こと

□ 中学校部活動地域移行に係る概要説明会（7/19）の開催

○情報が少なすぎるという支部と教員の要望を受け、スポーツ庁の提言内容の主旨等の説明と中体連本体の考え方を周知することを目的に開催。

※説明会後に、現場の状況や要望を受けるためにアンケート調査を実施。

□ 現在、担当部会（少年部会）において、本連盟としての方向性を検討中

○都道府県支部を通じて、市区町村末端支部ならびに中体連軟式野球競技の指導を希望する指導者に情報を発信し、生徒の受け皿の一つとして、本連盟が貢献すべく議論を進める予定。

○会費、保険等に対する家庭負担の増加に係る対応、指導者の確保、市区町村末端支部と自治体、教育委員会との連携のための橋渡し、全国大会の在り方などを議論する予定。

中央競技団体への依頼事項①

【実施主体について】

- 競技団体と地域スポーツクラブ(スポーツ少年団・総合型クラブ)の連携促進
- 第3期スポーツ基本計画及びスポーツ少年団改革プラン2022において示された「スポーツ少年団をジュニア・ユーススポーツの統括組織へ体制強化する」旨の施策に基づきNFのジュニア・ユース部門との連携強化（スライド19参照）
- 各団体に所属するジュニアスポーツのクラブ・チームへのスポーツ団体ガバナンスコード遵守の徹底
- 傘下の団体、クラブ・チームへの運動部活動地域移行の周知、協力要請(ハラスメントへの対応、生徒の健康への配慮、適切な会費設定、保険の加入等)

中央競技団体への依頼事項②

【指導者について】

- 第3期スポーツ基本計画における記載内容を受け、ジュニア世代の安全・安心確保のために大会参加時、日常的な活動におけるスポーツ指導者の資格保有の義務化（スライド17参照）
- 指導者確保のための公認スポーツ指導者養成講習会実施数の増加への対応

【大会の見直しについて】

- 主催する大会において、生徒の志向等を踏まえて大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出す

【実施主体について】

- 傘下の団体への運動部活動地域移行の周知、協力要請(ハラスマントへの対応、生徒の健康への配慮、適切な会費設定、保険の加入等)
- 既存のスポーツ少年団、総合型クラブの組織整備・拡充支援
- 単位スポーツ少年団、総合型クラブの新規創設支援
- 総合型クラブ、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団へのスポーツ団体ガバナンスコード遵守の周知・徹底
- 総合型クラブ登録・認証制度を基にした総合型クラブの質的向上（スライド18参照）

【地域における新たなスポーツ環境の構築について】

- 都道府県における運動部活動の地域移行に向けた取組促進
- 都道府県における地域スポーツ推進体制の強化
- 市区町村体育・スポーツ協会の組織強化に向けた取組の推進
(ガバナンスの遵守を含む)

【指導者について】

- 第3期スポーツ基本計画における記載内容を受け、ジュニア世代の安全・安心確保のために大会参加時、日常的な活動におけるスポーツ指導者の資格保有の義務化（スライド17参照）
- 指導者確保のための公認スポーツ指導者養成講習会実施数の増加への対応
- 総合型クラブ、スポーツ少年団での公認スポーツ指導者資格の取得促進

関係スポーツ団体への依頼事項

【実施主体について】

- 各団体に所属するジュニアスポーツのクラブ・チームへのスポーツ団体ガバナンスコード遵守の周知・徹底
- 傘下の団体への運動部活動地域移行の周知、協力要請

【指導者について】

- 公認スポーツ指導者の養成の促進。
- 第3期スポーツ基本計画における記載内容を受け、ジュニア世代の安全・安心確保のために大会参加時、日常的な活動におけるスポーツ指導者の資格保有の義務化（スライド17参照）

【参考】公認スポーツ指導者資格義務付けへの対応

(令和4年JSPO第2回理事会での報告事項)

第3期スポーツ基本計画 (第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」 ③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

c. スポーツ指導者の育成

[具体的施策]

イ J S P Oは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保 ① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[具体的施策]

ア 国及びJ S P Oは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないよう倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成长を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するためには、資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）を備えた指導者がスポーツ指導にあたるべき

公認スポーツ指導者育成の促進



義務付けへの対応（案）

JSPOは、NF等と協力して、スポーツ指導に必要な資質能力を備えた公認スポーツ指導者の育成を促進する。

- 中学校等の運動部活動の地域移行に伴って「スポーツ指導者の質の保障・量の確保」が求められていることに鑑み、各地方自治体や大学・専門学校等(UNIVASを含む)における指導者養成の取組との連携を促進。
- 具体的には、所定の基準を満たした講習等の受講者やカリキュラム履修学生が公認スポーツ指導者資格を取得できる仕組の活用を促進。
- 競技を特定しない講習等では、コーチングアシスタンス資格、競技を特定している講習等では、コーチ1資格等を取得できるよう、仕組の構築に向けたNF等との調整と連携先への周知・徹底。

達成目標年度

令和7(2025)年度

※「休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間」最終年度

令和8(2026)年度

※「第3期スポーツ基本計画」最終年度

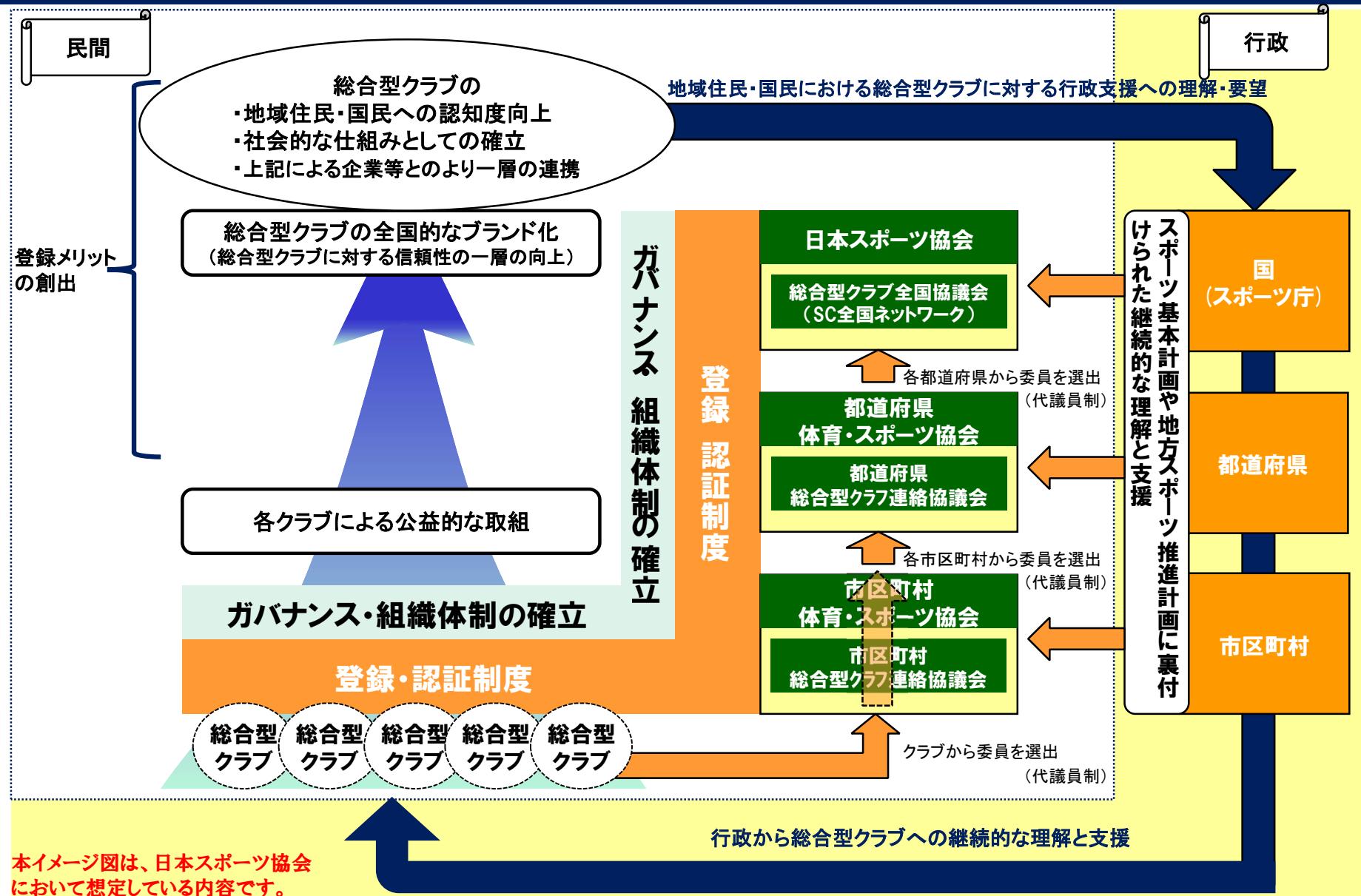
令和12(2030)年度

※日本社会全体のターニングポイント

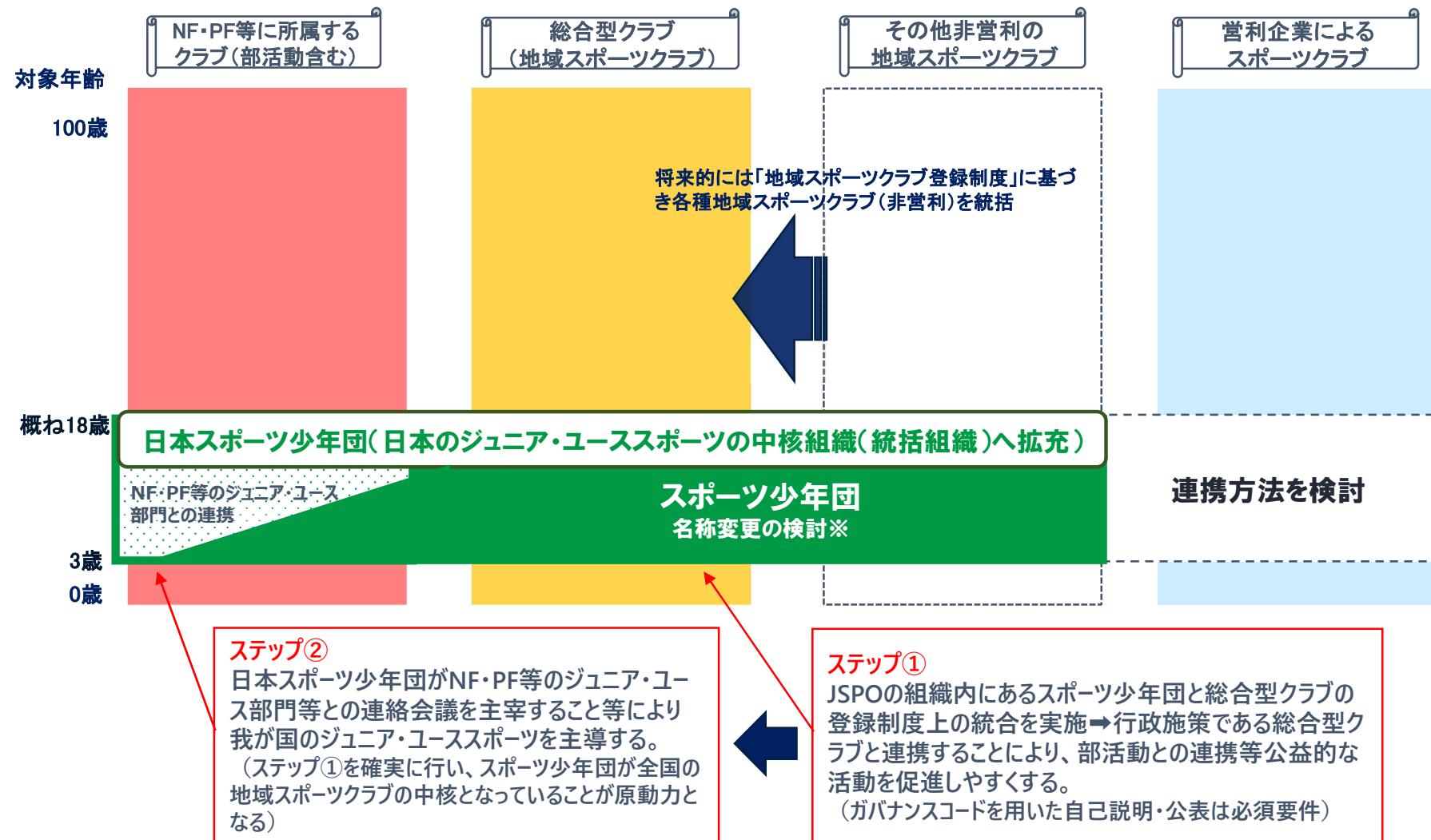
※義務付け対象資格は、競技別指導者資格を基本としつつステップや当該競技における養成・認定状況に応じてコーチングアシスタンス資格やスタートコーチ(教員免許状持者)、スタートコーチ(スポーツ少年団)等も対象とする。

※「日常的な指導の場」での義務付けは、例えば、NFが定める指導者やチーム登録に関する規程等において監督・コーチ等は資格保有者が望ましいといった条文を加えるといった対応を想定。

【参考】総合型クラブ登録・認証制度（令和4年4月1日運用開始）好循環イメージ



【参考】スポーツ団体におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ



※「スポーツ少年団」の名称では、従前のスポーツ団体のひとつ（小学生を主な対象とした団体）というイメージから脱却できず、組織横断的な土台としての理解が得られにくい→スポーツ少年団が、従前のスポーツ団体の概念から脱却した存在となるよう、名称変更の必要性